

岩手県選挙管理委員会告示第83号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定により指定した不在者投票ができる病院等の名称について、次のとおり変更があった。

平成23年8月19日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

種 別	施設の名称		所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
病院	社団医療法人祐和会久慈 享和病院	北リアス病院	久慈市門前第1地割151番地1	平成23年8月1日